

藤沢市民ハンドボール大会等 活動内規

2015年4月1日制定

2020年5月1日改訂

第 1 条 (活動の種類)

ここで定める活動は、「市民大会(以下、大会)」・「市民交流会(以下、交流会)」・「講習会」・「その他活動」の4つに分類し、それぞれに「運営規則」と「開催規則」を制定し、活動を実施する。

【大会 運営規則】

第 1 条 (大会参加資格)

代表が藤沢市に在住または在職しているチーム並びに事務局(窓口)を藤沢市内に有しているチームを藤沢市ハンドボール協会登録チームとし、登録チームに参加資格を与える。

第 2 条 (大会登録)

チームの登録に際しては、必ず登録名を明記する。

市外の地名に基づくチーム名の場合、協会からは是正の勧告・登録拒否の対応を行う場合がある。年間登録のチーム名を同一年度内で変更する場合、大会エントリーの際に、その旨をエントリー用紙に明記することによって、登録変更が可能となる。

第 3 条 (大会参加費)

年間登録料3,000円、大会参加費7,000円を原則とする。

登録料・参加費の変更の際には理事会での承認が必要となる。

第 4 条 (大会運営)

会場設営、原状復帰、試合の進行の為の審判、オフィシャル等は大会参加チームが主として行い、大会役員は指導し補助する。

第 5 条 (告知)

各大会の実施は、HP・メール等を利用して、過去の大会登録チームに対して告知を実施するものとする。

告知内容は、別に定める「開催規則」及び開催大会の「開催概要」等とする。

第 6 条 (大会概要)

別に定める「開催規則」と合わせて作成する。「開催規則」との相違点があれば「大会概要」にて告知し、参加者の混乱を防ぐものとする。

第 7 条 (大会役員)

(1) 大会の役員として、大会責任者、大会会計、大会記録、審判、運営他を事前に選任する。

(2) 大会責任者は、大会を円滑に進行するために必要な決定を行う

(3) 特例として、理事以外を役員に選任する場合がある。その場合、選任理由と依頼内容を事前に申請する必要がある

第 8 条 (大会運営)

会場設営、原状復帰、試合の進行の為の審判、オフィシャル等は大会参加チームが主として行い、大会役員は指導し補助する。

第 9 条 (大会の表彰)

各カテゴリー別に、優勝、準優勝、第3位を表彰する。

優勝チームには、持ち回りトロフィーを授与する。(トロフィーは春、秋、市民大会で持ち回り使用)

優勝チームには、副賞として大会で使用した試合球を贈与する。

第 10 条 (役員手当)

(1) 理事以上への手当では以下の通り定める。

会計内規 第2条の通り

(2) 第7条3項に定める特例に対しては、以下の通り定める。

但し、同一人物への支払いは原則1度限りとする。

日当：2,000円/日(開催当日の8割以上の時間に常駐した場合等)

食事補助：500円/食(必要に応じて支給する)

交通費：一律1,000円を支給する

第 11 条 (審判謝礼)

大会で審判をした個人に対して、1人1試合500円を支給する。

上記は参加チームの審判、協会の審判、当日依頼した審判を問わず支給する。

【交流会 運営規則】

第 12 条 (交流会参加資格)

代表が藤沢市に在住または在職しているチーム並びに事務局(窓口)を藤沢市内に有しているチームを藤沢市ハンドボール協会登録チームとし、登録チームに参加資格を与える。

第 13 条 (交流会参加費)

登録料は不要として、大会参加費7,000円以下で用途に応じた参加費を、交流会責任者が決定、周知する。

第 14 条 (交流会運営)

会場設営、原状復帰、試合の進行の為の審判、オフィシャル等は大会参加チームが主として行い、交流会役員は指導し補助する。

第 15 条 (告知)

交流会の実施は、HP・メール等を利用して、過去の大会登録チームに対して告知を実施するものとする。

告知内容は、別に定める「開催規則」及び開催交流会の「開催概要」等とする。

第 16 条 (交流会概要)

別に定める「開催規則」と合わせて作成する。「開催規則」との相違点があれば「交流会概要」にて告知し、参加者の混乱を防ぐものとする。

第 17 条 (交流会の表彰)

原則として表彰は行わない。

第 18 条 (交流会役員)

(1) 交流会の役員として、大会責任者、大会会計、大会記録、審判、運営他を事前に選任する。

(2) 交流会責任者は、大会を円滑に進行するために必要な決定を行う

第 19 条 (役員手当)

- (1) 役員への手当ては以下の通り定める。
会計内規 第 2 条の通り

第 20 条 (審判謝礼)

原則、交流会での審判手当は支給しない。
必要があると交流会責任者が決定した場合、1人1試合500円を支給する。
上記は参加チームの審判、協会の審判、当日依頼した審判を問わず支給する。

【講習会 運営規則】

講習会の内容により別途規定する。

【その他活動 運営規則】

その他活動の内容により別途規定する。

第 21 条 本内規は、藤沢市民ハンドボール大会の一般男女及びマスターズのカテゴリーについて定めている。
別のカテゴリー例えば高校生カテゴリーでは従来の定めに従い、新たなカテゴリーを作る場合は
別途定める。

第 22 条 (内規の改訂)

本内規は、理事会の出席者の過半数で改訂できる。

付 則

1. 2015年4月1日 制定施行
2. 第4条の副賞並びに第7条の審判謝礼は、2015年12月1日より施行する